

2009年6月2日

投資家の皆様へ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## コーポレート・ボンド・インカム（為替ノーヘッジ型） 「愛称：泰平航路」 ～GMの連邦破産法11条申請の社債市場への影響について～

平素はコーポレート・ボンド・インカム（為替ノーヘッジ型）「愛称：泰平航路」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経営危機に陥っている米最大手の自動車メーカーGM（ゼネラル・モーターズ）は、日本の民事再生法にあたる連邦破産法11条の適用を申請すると発表しました。またこれに先立って米政府は、同社を実質的に一時国有化するとともに、同法を活用して再建に乗り出すと発表しました。同社の社債は、現在は投資適格社債に当らず、当ファンドでは保有しておりませんが、巨額の負債を抱える企業であるため、米国の社債市場への影響について下記の通りご報告申し上げます。

### 1.GMの連邦破産法の申請を発表

GMは「新生GM」と今後清算する「旧GM」に会社を分割し、新生GMの株式の約60%を米政府が、約12%をカナダ政府が保有することになります。これにより、GMは一時国有化されて米政府主導で経営再建を目指すことになりました。負債総額は3月末時点で1,728億ドル（約16兆5,000億円）に上り、米国の製造業では史上最大となりました。

米政府は事前に利害関係者と調整に動いており、すでにGMは全米自動車労働組合（UAW）と賃金の引き下げや、退職者の医療保険基金への拠出義務額を減らすことで最終合意しています。また、過半数の債権者から連邦破産法11条の適用を前提に提示した債務削減案への同意を取り付けており、今後再建に取り組むこととなります。

### 2.債券市場への影響について

本件は、連邦破産法11条適用申請の前に債権者と債務削減案について交渉する等、事前調整型であったため、短期的には社債市場への悪影響は回避されたと考えています。5月中旬にはGMの再生計画が不透明なまま破綻に陥るとの見方も広がり、GMの社債は額面1ドルに対して市場価格は5セント程度にまで売り込まれましたが、昨日には14セント近くまで回復しています。

弊社は、今後3ヵ月以内には破産手続きが比較的スムーズに進められ、新生GMのスタートが切られると想定しています。GMの債権者は今回の再建計画では10%の株式割当に加えて、最大15%の株式追加取得の権利が得られることとなりましたが、一方で新生GMの再建計画に同意することが条件とされています。

メディア報道によれば既に債権者の54%の支持を取り付けたとされており、債権者が再建計画の障害にはならないと考えられます。

長期的な社債市場への影響としては、マクロ経済を通じた間接的な悪影響を懸念材料として指摘できます。米国の自動車業界では、リストラの過程で、雇用悪化を通じて景気全般への悪影響が広がる可能性があり、長期的には社債市場にも悪影響が及びリスクがあります。

当ファンドは投資適格社債等に投資することを運用方針としており、投機的格付けの社債は組入れません。また、現状信用リスクが懸念される自動車、金融等の業種は、当面は組入れを控える方針です。

以上

※このレポートの最終ページにある「重大な注意事項」を必ずご覧ください。

## ●ファンドの特色

1. 高格付社債(米ドル建て、投資適格社債)へ投資します。  
○コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド受益証券への投資を通じて行います。  
\*投資適格社債とは、主要格付機関による格付けが、BBB格相当以上の社債とします。  
\*一部、米国企業以外の企業が発行する米ドル建投資適格社債や、米ドル建投資適格社債を対象としたETF(上場投資信託)、国債、政府機関債等への投資を行うことがあります。
  2. 投資対象とする債券の格付けは、A格相当以上を中心とし、業種配分等にも配慮いたします。  
○通常A格相当<sup>(注)</sup>90%以上(BBB格相当<sup>(注)</sup>10%程度)の運用で信用リスクを抑制します。ただし、BBB格相当については20%まで投資できるものとします。(注)それぞれA-/A3、BBB-/Baa3まで含めます。  
○業種配分については、信用リスクに配慮して、安定業種(電力、通信、運輸、食品および日用品等を供給する業種)を中心に投資します。  
ただし、経済、市場環境等が変化した場合には安定業種の内容を変更する場合があります。  
\*取得後に、BBB-/Baa3格未満に格下げされた場合は、原則として3か月以内に売却するものとします。
  3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
  4. 信託期間は約10年間です。  
\*信託期間の延長が受益者に有利であると判断した場合は、信託期間を延長することがあります。
  5. 毎月決算を行い、安定した収益分配を目指します。
- ※ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ●お申込みメモ お申込みの際は、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

信託期間	— 平成21年5月29日から平成31年5月7日まで(約10年、延長条項付)
決算および分配	— 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 第2期決算日(平成21年7月6日)からの分配を目指します。 ※運用状況によっては分配を行わない場合があります。
お申込受付日	— 原則としていつでもお申し込みできます。 ただし、ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、お申込みの受付は行いません。
お申込価額	— 取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初お申込期間: 1口=1円)
お申込単位	— お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。
ご換金受付日	— 原則としていつでもご換金のお申込みができます。 ただし、ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、ご換金のお申込みの受付は行いません。解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目以降となります。
ご換金価額	— 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.15%)を差し引いた価額となります。
課税関係	— 収益分配時の普通分配金ならびに解約時・償還時の譲渡益(法人の場合は個別元本超過額)について課税されます。 ※上記は作成基準日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

## ●当ファンドに係る手数料等について

投資信託は、ご購入・ご換金時に直接ご負担いただく費用と信託財産から間接的にご負担いただく費用の合計額がかかります。

※手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## ◆申込手数料

原則として、お申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)×お申込口数)に3.15%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※詳しくは販売会社にてご確認ください。

## ◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

## ◆信託報酬(ファンドより間接的にご負担いただきます。)

当ファンドの純資産総額に年1.0395%(税抜き0.99%)の率を乗じて得た額とします。

## ◆信託財産留保額

1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額とします。

## ◆監査費用(ファンドより間接的にご負担いただきます。)

当ファンドの純資産総額に年0.00525%(税抜き0.005%)の率を乗じて得た額とします。

ただし、年1,365,000円(税抜き1,300,000円)を上限とします。

※監査費用は見直しにより変更となることがあります。

## ◆その他の費用(ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。)

・有価証券売買時の売買委託手数料、デリバティブ取引等に要する費用

・資産を外国で保管する場合の費用 等

(「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、その上限額等を事前に記載できません。)

## ●委託会社・その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号 社団法人投資信託協会会員、社団法人日本証券投資顧問業協会会員 (照会先)フリーダイヤル:0120-88-2976※原則として営業日の9:00~17:00 (インターネットホームページ)http://www.smam-jp.com
受託会社	信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。 住友信託銀行株式会社(再信託受託会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。
販売会社	当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

※このレポートの最終ページにある「重大な注意事項」を必ずご覧下さい。

## ● リスクと留意点

当ファンドの基準価額は次に示したリスク等の影響により上下しますので、投資家のみなさまの投資元本を下回り、損失が生じることがあります。

### ・債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

### ・為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ・信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

### ・カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

### ・市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ・ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## ● 販売会社一覧

販売会社名	登録番号	日本証券 業協会	(社)投資信 託協会	(社)日本証 券投資顧 問業協会	(社)金融先 物取引業 協会	備考
<b>証券会社</b>						
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○	

## ※重大な注意事項

■このレポートは、金融商品取引法等法令に則り三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■このレポートの内容につきましては当社が信頼性が高いと判断した情報等により作成したものです。その正確性・完全性を保証するものではありません。■このレポートの内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、運用実績等に関するグラフ・数値等は過去の実績を示すものであり将来の運用成果をお約束するものではありません。コメントは、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。■このレポートに基づいてとられた投資行動等の結果につきましては、当社は関知致しませんので、ご自身でご判断頂きますようお願い致します。■投資信託は預金ではありません。投資信託は株式等値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますのでリスクを含む商品であり、運用実績は変動致します。従って、元本や利回りが保証されているものではありません。■投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■投資信託を証券会社以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。■投資した資産の価値の減少を含むリスク(価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク等)について、投資信託をご購入のお客様(受益者様)が負うこととなりますので、ご自身でご判断、ご確認頂きますようお願い致します。■この資料に記載しているインデックス等の知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。■この資料に分配金の実績が示される場合、それらは当ファンドの過去の実績であり、将来の分配の実行をお約束するものではありません。運用状況によっては、分配金額が変わる、又は分配金が支払われない場合もあります。